

青森県報

第四千三百十九号

平成二十九年
七月三日
(月曜日)

目次

告 示

○特定行為業務の登録.....(高年齢福祉課).....一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....一

○右 同.....().....二

○右 同.....().....三

○右 同.....().....四

○右 同.....().....四

○右 同.....().....五

雑 報

○平成二十九年行政書士試験の実施について.....(総務学事課).....六

告 示

青森県告示第四百九十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日録	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 一七九	平成 二九・六三	合社教育・福祉事務組	八坂戸上北郡七五五の蛇	障害者支援施設 つたからま	八坂戸上北郡七五五の蛇	平成 二九・六三	生活介護
〇三〇〇一 一八〇	〃	合社教育・福祉事務組	八坂戸上北郡七五五の蛇	障害者支援施設 つたからま	八坂戸上北郡七五五の蛇	〃	施設入所 支援
〇三〇〇一 一八一	〃	合社教育・福祉事務組	八坂戸上北郡七五五の蛇	障害者支援施設 つたからま	八坂戸上北郡七五五の蛇	〃	短期入所

変更前	変更後	変更年月日
サンワドール柏店 西津軽郡柏村大字上古川字房田一四二の一外	DCMサンワ柏店 つがる市柏上古川字房田一四五の一	平成 二七・七 (名称) 二七・三二 (所在地)

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンワド 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	変 更 後	DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形和夫	変 更 年月日
				平成 二七・七 一 (名称) 二九・五・三 (代表者 の氏名)

三 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変 更 後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変 更 年月日
				平成 二六・五・三〇
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 大門淳	変更なし			

三 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	ドリームサンワドル八食店 八戸市大字長苗代字狐田五の外	変更後	DCMサンワ八食店 八戸市大字長苗代字狐田五の外	変更年月日	平成二七・七一
-----	--------------------------------	-----	-----------------------------	-------	---------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社八食サービスイト 八戸市大字河原木字神才二二の二 代表取締役 島守雅義	変更後	株式会社八食サービスイト 八戸市大字河原木字神才二二の二 代表取締役 上平靖文	変更年月日	平成二四・五・三
-----	---	-----	---	-------	----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社サンワドル 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形和夫	変更年月日	平成二七・七・一 (名称) 二九・五・三 (代表者の氏名)
-----	---	-----	--	-------	--

四 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ柏店

つがる市柏上古川房田一四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

DCMサンワ株式会社

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役 鎌形和夫

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設に関する事項	開店時刻 午前九時 （ただし、年間十日間 午前六時） 午後九時	開店時刻 午前七時 （ただし、年間十日間 午前六時） 変更なし	平成 二九・六・一
営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前八時四十五分（ただし、年間十日間午前五時四十五分）から午後九時十五分まで	午前六時四十五分（ただし、年間十日間午前四時四十五分）から午後九時十五分まで	
来客が駐車場を利用することができる時間帯			

四 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 佐々木智佳子

2 DCMサンワ株式会社

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役 鎌形和夫

3 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五の一

代表取締役 大門淳

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	DCMサンワ株式会社のみ実施 開店時刻 午前九時 (ただし、年間十日間 午前六時) 閉店時刻 午後九時	平成 三〇・六・一
		DCMサンワ株式会社のみ実施 開店時刻 午前七時 (ただし、年間十日間 午前六時) 閉店時刻 変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二の二

代表取締役 上平靖文

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の営業を小売業者の開店時刻及び閉店時刻	DCMサンワ株式会社のみ実施 開店時刻、午前九時(ただし、午前六時)閉店時刻、午後九時	平成 二九・六・一
来客が駐車場を利用することができない時間帯	駐車場②⑤ 午前八時四十五分(ただし、年間十日間午前五時四十五分)から午後九時四十五分まで	駐車場②⑤ 午前六時四十五分(ただし、年間十日間午前九時四十五分)から午後九時四十五分まで	

四 届出年月日

平成二十九年五月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成二十九年十一月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

雑 報

平成29年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により別表第一に掲げる都道府県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

平成29年7月3日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成29年11月12日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試 験 場 場 所	所 在 地
北海道	北海道大学 豊平キャンパス 道北経済センタービル	北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 北海道旭川市常盤通1丁目
青森県	青森中央学院大学 岩手大学	青森県青森市横内字神田12-1 岩手県盛岡市上田3-18-8
岩手県	東北福祉大学 ソノバス	宮城県仙台市青葉区国見1-19-1
宮城県	秋田大学 手形キャンパス ヒルズサンピエア山形	秋田県秋田市手形学園町1-1 山形県山形市蔵王飯田637
秋田県	日本大学工学部	福島県郡山市田村町徳定字中河原1
山形県		
福島県	流通経済大学 龍ヶ崎キャンパス	茨城県龍ヶ崎市平畑120

栃木県	宇都宮大学 峰キャンパス	栃木県宇都宮市峰町350
群馬県	高崎経済大学	群馬県高崎市上並榎町1300
埼玉県	獨協大学	埼玉県草加市学園町1-1
千葉県	日本大学理工学部 船橋キャンパス	千葉県船橋市習志野台7-24-1
東京都	日本大学経済学部	東京都千代田区三崎町1-3-2
	武蔵大学 江古田キャンパス	東京都練馬区豊玉上1-26-1
	中央大学 多摩キャンパス	東京都八王子市東中野742-1
	明治大学 和泉キャンパス	東京都杉並区永福1-9-1
	立正大学 品川キャンパス	東京都品川区大崎4-2-16
神奈川県	青山学院大学 相模原キャンパス	神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1
新潟県	朱鷺メッセ	新潟県新潟市中央区万代島6番1号
富山県	富山大学 五福キャンパス	富山県富山市五福3190
石川県	金沢医療技術専門学校	石川県金沢市堀川新町7番1号
福井県	福井大学 文京キャンパス	福井県福井市文京3-9-1
山梨県	山梨大学 甲府西キャンパス	山梨県甲府市武田4-4-37
長野県	J A長野県ピル	長野県長野市南長野北石堂町1177-3
岐阜県	松本歯科大学 ソフトラピアジャパン(センタービル・大垣市情報工房)	長野県埴尻市広丘郷原1780 岐阜県大垣市加賀野4-1-7
静岡県	日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎	静岡県三島市文教町1-9-18
愛知県	南山大学 名古屋キャンパス	愛知県名古屋市中昭和区山里町18
三重県	高田高等学校	三重県津市一身田町2843
滋賀県	成安造形大学	滋賀県大津市仰木の里東4-3-1
京都府	同志社大学 京田辺キャンパス	京都府京田辺市多々羅都谷1-3
大阪府	関西大学 千里山キャンパス	大阪府吹田市山手町3-3-35
	近畿大学 東大阪キャンパス	大阪府東大阪市小若江3-4-1
兵庫県	神戸松蔭女子学院大学	兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1
	兵庫県立神戸高等学校	兵庫県神戸市灘区城の大通1-5-1
	関西国際大学 尼崎キャンパス	兵庫県尼崎市潮江1-3-23

奈良県	奈良大学	奈良県奈良市山陵町1500
和歌山県	県民交流プラザ 和歌山ビッグア	和歌山県和歌山市手平2-1-2
鳥取県	鳥取大学 鳥取キャンパス	鳥取県鳥取市湖山町南4-101
島根県	くにびきメッセ	島根県松江市学園南1-2-1
岡山県	山陽女子中学校・高等学校	岡山県岡山市中区門田屋敷2-2-16
広島県	広島サンフラザ	広島県広島市西区商工センター3-1-1
山口県	徳山大学	山口県周南市学園台
徳島県	徳島大学 常三島キャンパス	徳島県徳島市南常三島町2-1
香川県	香川大学 幸町キャンパス	香川県高松市幸町2-1
愛媛県	アイテムえひめ	愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県	高知県立高知小津高等学校	高知県高知市城北町1-14
福岡県	福岡工業大学	福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県	佐賀大学 本庄キャンパス	佐賀県佐賀市本庄町1
長崎県	長崎大学 文教キャンパス	長崎県長崎市文教町1-14
熊本県	熊本大学 黒髪南地区	熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県	大分大学 且野原キャンパス	大分県大分市大字且野原700番地
宮崎県	宮崎県立宮崎工業高等学校	宮崎県宮崎市天満町9-1
鹿児島県	鹿児島県建設センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10
鹿児島県	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番4号
沖縄県	沖縄大学	沖縄県那覇市国場555

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
----------------------------	---------------------------

(2) 試験の方法

① 試験は、筆記試験によって行います。

② 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

① 配布期間 平成29年8月7日(月) から平成29年9月8日(金) まで

② 配布場所 別表第二に掲げる場所(青森県、岩手県及び秋田県の場合)で行います。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求

① 配布期間 平成29年8月7日(月) から平成29年9月1日(金) まで

* なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、平成29年7月3日(月) から平成29年9月1日(金) まで受け付けます。

② 配布方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号=A4サイズ)の受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

○ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

① 受付期間 平成29年8月7日(月) から平成29年9月8日(金) まで

② 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

* 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

* 9月8日の消印があるものまで受け付けます。

③ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付

証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

* 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)

(2) インターネットによる受験申込み

① 受付期間 平成29年8月7日(月) 午前9時から平成29年9月5日(火) 午後5時まで

* インターネットによる受験申込みは、9月5日(火) 午後5時で終了します。

午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

* この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

* 受付最終日(9月5日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなること予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

② 受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキダイリーストア、スリーエフ

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等の天災などの事由によ

り、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先 (問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がいの状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によってには希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず当センターまでご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成30年1月31日(水) 午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表第一 行政書士法第4条第1項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	鹿儿島県知事
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	沖縄県知事
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	

群馬県知事 長野県知事 和歌山県知事 福岡県知事

別表第二 試験案内・受験願書配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

試験地	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学事課 法規グループ	青森市長島1-1-1	8:30~17:15
	青森県中南部地域民局	弘前市大字蔵主町4	
	青森県三八地域民局	八戸市大字尻内町字鴨田7	
	青森県下北地域民局	むつ市中央1-1-8	
岩手県	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	9:00~17:00
	岩手県政策地域部市町村課	盛岡市内丸10-1	
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	県南広域振興局総務部花巻総務センター	花巻市花城町1-41	
	県南広域振興局土木部北上土木センター	北上市芳町2-8	
	県南広域振興局総務部	奥州市水沢区大手町1-2	
	県南広域振興局総務部一関総務センター	一関市竹山町7-5	
	県南広域振興局土木部千厩土木センター	一関市千厩町千厩字北方85-2	
	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	大船渡市猪川町字前田6-1	
県南広域振興局土木部遠野土木センター	遠野市六日町1-22		

秋田県	沿岸広域振興局経営企画部	釜石市新町6-50	9 : 00 ~ 17 : 00	
	沿岸広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター	宮古市五月町1-20		
	県北広域振興局経営企画部	久慈市八日町1-1		
	県北広域振興局経営企画部 二戸地域振興センター	二戸市石切所字荷渡6-3		
	岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階		
	秋田県鹿角地域振興局総務企画部	鹿角市花輪字六月田1		
	秋田県北秋田地域振興局総務企画部	北秋田市鷹巣字東中袋76-1		
	秋田県山本地域振興局総務企画部	能代市御指南町1-10		
	秋田県秋田地域振興局総務企画部	秋田市山王4-1-2		8 : 30 ~ 17 : 15
	秋田県由利地域振興局総務企画部	由利本荘市水林366		
秋田県仙北地域振興局総務企画部	大仙市大曲上栄町13-62	9 : 00 ~ 17 : 00		
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	横手市旭川1-3-41			
秋田県雄勝地域振興局総務企画部	湯沢市千石町2-1-10			
秋田県行政書士会	秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館3階			

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布しません。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭